

生駒市人権教育推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、生駒市人権教育推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務局は生駒市役所内におく。

(目 的)

第3条 協議会は、憲法に定められた基本的人権を確立し、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される地域社会づくりのために人権教育を研究推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する各種資料の収集・調査・研究・啓発・普及。
- (2) 人権教育の内容、方法の研究並びに実践とその成果の交流。
- (3) 人権教育に関する研究会、研修会、講演会、講習会、交流会の開催および支援。
- (4) 関係機関・団体との連絡提携
- (5) その他必要な事業

(組 織)

第5条 協議会の組織は生駒市内にあって、協議会の目的に賛同する機関、団体、個人をもつて組織する。

(機 関)

第6条 協議会には、次の機関をおく。

- (1)総会 (2)理事会 (3)役員会 (4)専門委員会

(総 会)

第7条 総会は組織する機関・団体から選出された代表各1名、自治会選出人権教育推進委員及び個人会員をもって構成する。

- 2 協議会は毎年1回以上の総会を開く。
- 3 総会の議事進行は、協議会の中から総会出席者の承認を得て選任された議長が行う。
- 4 総会は次のことを行う。
 - (1) 会務の報告と承認
 - (2) 事業計画の報告と決定
 - (3) 予算の決定と決算の承認
 - (4) 役員及び事務局長、事務局員の承認
 - (5) 規約の決定ならびに変更
 - (6) その他必要事項
- 5 やむを得ない事情により、総会の開催が困難な場合には、理事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。

(理事会)

第8条 理事会は組織から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は次のことを行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 協議会運営の基本問題の審議
- (3) 役員を選出
- (4) 事業計画の立案
- (5) 人権教育の推進と実践の深化

3 やむを得ない事情により、理事会の開催が困難な場合は、書面表決をもって理事会の決議に代えることができる。

(役員会)

第9条 役員会は次のことを行う。

- (1) 会務の企画運営並びに執行
- (2) その他必要事項

(専門委員会)

第9条 専門委員会は協議会の全分野について専門的な研究推進を行ない、その会の運営にあたる。

- 2 専門委員会は会長の委嘱をうけた専門委員をもって構成する。
- 3 専門委員会の活動は理事会等で報告を行う。

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 若干名
- (5) 顧問 若干名

(役員任期)

第12条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員再選は妨げない。
- 3 会計・監査に欠員が生じたとき次回総会までは、会長の委嘱をうけた理事が行うものとする。

(役員任務)

第13条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、予め定めた副会長が、その代理をする。
- 3 会計は、協議会の経理を総括する。
- 4 監査は、協議会の会計を監査する。

5 顧問は、協議会の重要事項について諮問に応じる。

(事務局構成)

第14条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

(1) 事務局長、事務局員は、会長が委嘱する。

(2) 事務局長、事務局員は、会長の指示を受け、会務を処理する。

(会 議)

第15条 協議会のすべての会議は、会長がこれを招集する。

協議会のすべての会議の決議は、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(経 費)

第16条 協議会の経費は、別に定めた会費および補助金、寄付金をもってあてる。

協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

本規約は、1972年 7月 7日から施行する。

付 則

本規約は、1988年 7月14日から施行する。

付 則

本規約は、1996年 6月27日から施行する。

付 則

本規約は、1997年 6月26日から施行する。

付 則

本規約は、2002年 6月26日から施行する。

付 則

本規約は、2004年 4月 1日から施行する。

付 則

本規約は、2010年 6月30日から施行する。

付 則

本規約は、2021年 6月30日から施行する。

付 則

本規約は、2023年 7月 7日から施行する。